

平成29年 5月臨時会

# 河合町議会会議録

平成29年5月11日 開会

河合町議会

## 平成29年第1回（5月）河合町議会臨時会会議録目次

○招集告示.....	1
第 1 号（5月11日）	
○議事日程.....	3
○本日の会議に付した事件.....	3
○出席議員.....	3
○欠席議員.....	4
○出席説明員.....	4
○欠席説明員.....	4
○議会事務局出席者.....	4
○開会の宣告.....	5
○開議の宣告.....	5
○町長のあいさつ.....	5
○会議録署名議員の指名.....	5
○会期の決定.....	6
○日程の追加.....	7
○議長の辞職.....	7
○日程の追加.....	8
○議長の選挙.....	8
○日程の追加.....	10
○副議長の辞職.....	11
○日程の追加.....	12
○副議長の選挙.....	12
○日程の追加.....	14
○各常任委員会の委員の選任.....	14
○日程の追加.....	15
○議会運営委員会の委員の選任.....	16
○議会運営委員会の閉会中の継続調査.....	17

○同意 1 2 号の上程、説明.....	17
○同意 1 2 号の採決.....	18
○議案第 2 4 号、承認第 1 号から承認第 6 号の上程、説明.....	18
○議案第 2 4 号の質疑、討論、採決.....	23
○承認第 1 号の質疑、討論、採決.....	24
○承認第 2 号の質疑、討論、採決.....	29
○承認第 3 号の質疑、討論、採決.....	31
○承認第 4 号の質疑、討論、採決.....	36
○承認第 5 号の質疑、討論、採決.....	37
○承認第 6 号の質疑、討論、採決.....	39
○閉会の宣告.....	39
○署名議員.....	40

河合町告示第11号

平成29年第1回（5月）河合町議会臨時会を、次のとおり招集する。

平成29年4月26日

河合町長 岡井 康徳

- 1 期 日 平成29年 5月11日
- 2 場 所 河合町議会議場
- 3 付議事件
  - 同意第12号 固定資産評価員の選任について
  - 議案第24号 河合町個人情報保護条例等の一部改正について
  - 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度河合町一般会計補正予算)
  - 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算)
  - 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて (別冊)  
(平成29年度河合町一般会計予算)
  - 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町税条例の一部改正)

承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)

承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

平成 2 9 年 5 月 1 1 日 (木曜日)

( 第 1 号 )

## 平成29年第1回(5月)河合町議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成29年5月11日(木)午前10時06分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 同意第12号 固定資産評価員の選任について
- 日程第 4 議案第24号 河合町個人情報保護条例等の一部改正について
- 日程第 5 承認第1号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度河合町一般会計補正予算)
- 日程第 6 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて  
(平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算)
- 日程第 7 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて(別冊)  
(平成29年度河合町一般会計予算)
- 日程第 8 承認第4号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町税条例の一部改正)
- 日程第 9 承認第5号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町国民健康保険税条例の一部改正)
- 日程第10 承認第6号 専決処分の承認を求めることについて  
(河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第10まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(13名)

- |           |            |
|-----------|------------|
| 1番 岡田 美伊子 | 2番 大西 孝幸   |
| 3番 清原 和人  | 4番 馬場 千恵子  |
| 5番 吉村 幸訓  | 6番 岡田 康則   |
| 7番 森尾 和正  | 8番 池原 真智子  |
| 9番 西村 潔   | 10番 疋田 俊文  |
| 11番 谷本 昌弘 | 12番 中尾 伊佐男 |

13番 辻 井 賢 治

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により出席した者

町 長	岡 井 康 徳	副 町 長	東 正 次
教 育 長	竹 林 信 也	企 画 部 長	澤 井 昭 仁
総 務 部 長	福 井 敏 夫	福 祉 部 長	門 口 光 男
住 民 生 活 部 長	堀 内 伸 浩	ま ち づ く り 推 進 部 長	竹 田 裕 昭
教 育 部 長	井 筒 匠	企 画 部 次 長	森 嶋 雅 也
総 務 部 次 長	木 村 光 弘	福 祉 部 次 長	辰 己 環
住 民 生 活 部 次 長	岡 田 昌 浩	ま ち づ く り 推 進 部 次 長	中 山 雅 至
教 育 部 次 長	上 村 欣 也	安 心 安 全 推 進 課 長	阪 本 武 司
財 政 課 長	上 村 卓 也	税 務 課 長	浮 島 龍 幸
住 民 福 祉 課 長	中 野 雅 史	高 齢 福 祉 課 長	山 本 孝 典
保 健 ス ポ ー ツ 課 長	中 野 典 昭	認 定 こ ど も 園 準 備 室 長	佐 藤 桂 三
住 民 生 活 課 長	上 村 英 伸	地 域 活 性 課 長	福 辻 照 弘
上 下 水 道 課 長	石 田 英 毅	教 育 総 務 課 長	杉 本 正 範

欠席者

特 命 担 当 梅 野 修 治

---

会議に従事した事務局職員

局 長 上 村 豊 調 整 員 堀 内 一 憲



開会 午前10時06分

◎ 開会の宣告

○議長（疋田俊文） 本日、告示第11号をもって平成29年第1回臨時会を招集されましたところ、ただいまの出席議員は13名で定足数に達しております。

よって、平成29年第1回臨時会は成立しましたので開会します。

---

◎開議の宣告

○議長（疋田俊文） これより本日の会議を開きます。

---

◎町長のあいさつ

○議長（疋田俊文） 町長、招集の挨拶を登壇の上願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） みなさまおはようございます。本日第1回の臨時会を招集いたしましたところ、全員元気でお集まりいただきまして、大変ご苦労様でございます。

本日上程致しております同意第12号、議案第24号、承認第1号から6号までの6承認を上程させていただいております。後ほど副町長から議案のご説明申し上げますけれども、慎重なるご審議をいただき、ご決定賜ります事をお願い申し上げます。ありがとうございました。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（疋田俊文） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第116条の規定により議長において、2番、大西孝幸議員、

3 番、清原和人議員を指名します。

---

### ◎会期の決定

○議長（疋田俊文） 日程第2 会期の決定を議題とします。

4月26日に、議会運営委員会を開会していただいておりますので、谷本昌弘議会運営委員長より会期等について報告願います。

○11番（谷本昌弘） 議長。

○議長（疋田俊文） 谷本委員長。

○11番（谷本昌弘） 4月26日、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果を報告いたします。

会期は本日一日限りとします。

議案につきましては、同意第12号の1同意、議案第24号の1議案、承認第1号から承認第6号の6承認を本日上程し、逐条審議いたします。

以上、報告終わります。

○議長（疋田俊文） お諮りします。

会期等については、ただいまの委員長報告のとおり決定したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、会期は委員長報告どおり本日1日限りと致します。

暫時休憩します。

休憩後、議長を交代します。

休憩 午前10時10分

再開 午前10時15分

○副議長（森尾和正） 再開します。

---

◎日程の追加

○副議長（森尾和正） ただいま、疋田俊文議長より、一身上の都合により本日付けをもって、議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第1として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） ご異議なしと認めます。

よって、議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

尚、疋田議長におかれましては、除斥の規定が適用されますので、あらかじめ退席されております。

---

◎議長の辞職

○副議長（森尾和正） お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、疋田俊文議員の議長をの辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） ご異議なしと認めます。

よって、疋田俊文議員の議長辞職の件は、許可することに決定しました。

疋田俊文議員の入場を許可します。

（10番 疋田俊文 入場）

○副議長（森尾和正） 疋田俊文議員には、議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

議長退任の挨拶を登壇の上願います。

○10番（疋田俊文） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 疋田議員。

（10番 疋田俊文 登壇）

○10番（疋田俊文） みなさんのおかげで、無事に議長職を終わることをできました事を厚く御礼申し上げます。これから1議員に戻りましても河合町発展の為に尽くす所存でございますので、どうかみなさんよろしくお願いいたしまして、はなはだ簡単ですが退任の挨拶といたします。どうもありがとうございました。

---

#### ◎日程の追加

○副議長（森尾和正） お諮りします。

ただいま、議長が欠員となりましたので、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○副議長（森尾和正） ご異議なしと認めます。

よって、議長の選挙を日程に追加し、追加日程第2として選挙を行う事に決定しました。

---

#### ◎議長の選挙

○副議長（森尾和正） 選挙の方法は、指名推選、あるいは投票、いずれの方法といたしまししょうか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○副議長（森尾和正） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 投票でお願いします。

○副議長（森尾和正） 投票との声がございましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

(議場閉鎖)

○副議長(森尾和正) ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。

会議規則第31条第2項の規定により、立会人に谷本昌弘議員、辻井賢治議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。

(投票用紙の配布)

○副議長(森尾和正) 念の為申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(森尾和正) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○副議長(森尾和正) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番 岡田美伊子議員から順次投票願います。

(投票)

○副議長(森尾和正) 投票もれはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○副議長(森尾和正) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

谷本昌弘議員、辻井賢治議員開票の立会いをお願いします。

(開票)

○副議長(森尾和正) それでは選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち正田俊文議員13票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3.3票です。

したがって、疋田俊文議員が議長に当選されました。

ただいま、当選されました疋田俊文議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○副議長(森尾和正) それでは、疋田俊文議員、議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

(新議長 疋田俊文 登壇)

○10番(疋田俊文) はい、議長。

○副議長(森尾和正) 疋田議員。

○10番(疋田俊文) ただいま、選挙によって選ばれました事を厚く御礼申し上げます。これから河合町の発展の為にまた一生懸命尽くす所存でございます。日頃、色々と皆様方と接することが多くあって又、学ぶ事もここ3年間色々あったと思います。その3年間の色々あった経験を生かしてこれからも議会運営を一生懸命、やって行きたいと思います。また、河合町の発展の為に議員として議長として一生懸命やって行きたいと思いますので、どうか皆さんよろしく願いいたしまして、はなはだ簡単ではございますが、就任の挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

○副議長(森尾和正) それでは、疋田議長、議長席にお着き願います。

(議長交代)

○議長(疋田俊文) 暫時休憩します。

休憩 午前10時29分

再開 午前10時39分

○議長(疋田俊文) 再開します。

---

◎日程の追加

○議長（疋田俊文） ただいま、森尾和正副議長より、一身上の都合により本日付けをもって、副議長の辞職願が提出されました。

お諮りします。

副議長の辞職の件を直ちに追加し、追加日程第3として議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の辞職の件を日程に追加し、追加日程第3として議題とすることに決定しました。

尚、森尾和正副議長におかれましては、除斥の規定が適用されますので、あらかじめ退席されております。

---

#### ◎副議長の辞職

○議長（疋田俊文） お諮りします。

地方自治法第108条の規定により、森尾和正議員の副議長をの辞職を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、森尾和正議員の副議長辞職の件は、許可することに決定しました。

森尾和正議員の入場を許可します。

（7番 森尾和正 入場）

○議長（疋田俊文） 森尾和正議員には、副議長の辞職が許可されたことをお伝えします。

副議長退任の挨拶を登壇の上願います。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

（7番 森尾和正 登壇）

○7番（森尾和正） みなさまのおかげをもちまして副議長の仕事を全うする事ができましたありがとうございます。一議員になりましても河合町発展の為に頑張ります。ありが

とうございました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

ただいま、副議長が欠員となりましたので、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として、選挙を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、副議長の選挙を日程に追加し、追加日程第4として選挙を行う事に決定しました。

---

#### ◎副議長の選挙

○議長（疋田俊文） 選挙の方法は、指名推選、あるいは投票、いずれの方法といたしましょうか。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 投票をお願いします。

○議長（疋田俊文） 投票との声がありましたので、選挙の方法は投票によることとします。

議場を閉鎖します。

（議場閉鎖）

○議長（疋田俊文） ただいまの出席議員は13名です。

立会人を指名します。

会議規則第31号第2項の規定により、立会人に谷本昌弘議員、辻井賢治議員を指名します。

それでは、投票用紙を配ります。



(投票用紙の配布)

○議長(疋田俊文) 念の為申し上げます。

投票は単記無記名です。

投票用紙の配布もれは、ありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 配布もれなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱の点検)

○議長(疋田俊文) 異常なしと認めます。

これより投票を行います。

なお、白票は無効であります。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載の上、1番 岡田美伊子議員から順次投票願います。

(投票)

○議長(疋田俊文) 投票もれはありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) 投票もれなしと認めます。

投票を終わります。

これより開票を行います。

谷本昌弘議員、辻井賢治議員開票の立会いをお願いします。

(開票)

○議長(疋田俊文) それでは選挙の結果を報告します。

投票総数13票、有効投票13票、無効投票0票です。

有効投票のうち池原真智子議員7票、森尾和正議員6票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は、3.3票です。

したがって、池原真智子議員が副議長に当選されました。

ただいま、当選されました池原真智子議員が議場におられますので、会議規則第32条第2項の規定により当選人の告知をします。

それでは、議場の閉鎖を解きます。

(議場を開く)

○議長(疋田俊文) それでは、池原真智子議員、副議長就任の挨拶を登壇の上、願います。

○8番（池原真智子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 池原議員。

（新副議長 池原真智子 登壇）

○8番（池原真智子） ただいま副議長にご推挙いただきました。ありがとうございました。微力ではございますけども、議会それから町政を風通しの良いものにしていく為に頑張っています。どうかみなさまのご協力をよろしくお願い致します。これでご挨拶いたします。ありがとうございました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

各常任委員会の選任についてを議題とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、各常任委員会の選任についてを日程に追加し、追加日程第5として議題とすることに決定しました。

---

#### ◎各常任委員会の委員の選任

○議長（疋田俊文） 追加日程第5、各常任委員会の委員の選任についてを議題とします。

各常任委員会の委員選任について、委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長により指名することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時52分

再開 午前 11 時 10 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

それでは、指名を行います。

総務常任委員会の委員として、岡田美伊子議員、馬場議員、岡田康則議員、池原議員、谷本議員、以上 5 名。

厚生常任委員会の委員として、清原議員、吉村議員、西村議員、中尾議員、以上 4 名。

経済建設常任委員会の委員として、大西議員、森尾議員、疋田議員、辻井議員、以上 4 名。

それぞれ、ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしく申し上げます。

次に、各常任委員会の委員の選任が終わりましたので、各常任委員会において、委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 12 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（疋田俊文） 再開します。

ただいま、各常任委員会において選任されました委員長及び副委員長を報告します。

総務常任委員会委員長に谷本議員、副委員長に馬場議員。

厚生常任委員会委員長に吉村議員、副委員長に清原議員。

経済建設常任委員会委員長に森尾議員、副委員長に大西議員。

以上の方々が選任されました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（疋田俊文） お諮りします。

議会運営委員会の委員の選任についてを議題とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会の委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第6として議題とすることに決定しました。

---

### ◎議会運営委員会の委員の選任

○議長(疋田俊文) 追加日程第6、議会運営委員会の委員の選任についてを議題とします。

委員会条例第6条第1項の規定に基づき、議長により指名することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(疋田俊文) ご異議なしと認めます。

それでは、指名を行います。

吉村議員、岡田康則議員、森尾議員、谷本議員、中尾議員、辻井議員、以上6名であります。

議会運営委員会の委員に、ただいま指名しました方々を選任いたします。

よろしく申し上げます。

次に、議会運営委員会の委員の選任が終わりましたので、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選をお願いします。

その間、暫時休憩します。

休憩 午前11時22分

再開 午前11時25分

○議長(疋田俊文) 再開します。

ただいま、選任されました議会運営委員会の委員長及び副委員長を報告します。

委員長に岡田康則議員、副委員長に中尾議員。

以上の方々が選任されました。

---

#### ◎議会運営委員会の閉会中の継続調査

○議長（疋田俊文） 日程第7 議会運営委員会の閉会中の継続調査の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第73条の規定により、「本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について」閉会中もこれを継続して行いたい旨の申し出がありました。

お諮りします。

委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申し出のとおり、閉会中も継続調査とすることに決定しました。

---

#### ◎同意12号の上程、説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より同意第12号について、提案理由の説明を登壇の上、願います。

○町長（岡井康徳） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 町長。

（町長 岡井康徳 登壇）

○町長（岡井康徳） それでは、平成29年5月臨時議会に上程いたされました同意第12号について、ご説明申し上げます。

同意第12号 固定資産評価員の選任についてでございます。

このことにつきましては、固定資産評価員が平成29年3月31日をもって退職したことに伴い、その後任として下記の者を選任したいので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

住所、河合町広瀬台1丁目1番地6。

氏名、東 正次。

生年月日、昭和 29 年 11 月 1 日。

経歴書を添付致しておりますので、参照していただきたいと思ひます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。ありがとうございました。

---

◎同意 12 号の採決

○議長（疋田俊文） 日程第 3 同意第 12 号 固定資産評価員の選任についてを議題とします。

東正次氏の一身上の問題でありますので、退場願ひます。

（ 退 場 ）

これより同意第 12 号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方、挙手願ひます。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、同意第 12 号 固定資産評価員の選任については同意することに決定しました。

東正次氏入場願ひます。

（ 入 場 ）

---

◎議案第 24 号、承認第 1 号から承認第 6 号の上程、説明

○議長（疋田俊文） それでは、理事者の方より議案第 24 号の 1 議案、承認第 1 号から承認第 6 号までの 6 承認について、提案理由の説明を登壇の上、願ひます。

○副町長（東正次） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 副町長。

（副町長 東正次 登壇）

○副町長（東正次） それでは、平成 29 年 5 月臨時議会に上程いたされました、議案 1 件、承認 6 件、合計 7 案件について、ご説明申し上げます。

議案第 24 号 河合町個人情報保護条例等の一部を改正する条例についてでございます。

このことにつきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）の一部改正に伴い、関係条例の一部を改正するものでございます。

改正いたします内容は、第 1 条で、「河合町個人情報保護条例の一部改正」において、情報提供等記録にかかる定義を追加するとともに、番号法改正に伴う引用条項の変更を行うものでございます。

また、第 2 条で、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正」において、番号法改正に伴う引用条項の変更を行うものでございます。

この条例は、平成 29 年 5 月 30 日から施行するものでございます。

承認第 1 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「平成 28 年度河合町一般会計補正予算」についてご説明いたします。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 1,980 万 4,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 69 億 3,315 万 9,000 円とするものでございます。

第 2 条「地方債の補正」につきましては、3 ページをお開き願います。

このことにつきましては、7 事業の借入限度額を表のとおり定め、起債の限度額を合計 8 億 4,830 万 3,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。12 ページをお開き願います。

2 款総務費、1 項総務管理費では、財政調整基金費で、財源調整により 2,148 万 4,000 円の減額となっております。

3 款民生費、1 項社会福祉費から 14 ページ 9 款教育費、6 項保健体育費までは、歳出予算額の増減はなく、財源の振替となっております。

12 款諸支出金、2 項特別会計繰出金 168 万円の増額につきましては、住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算に伴う財源調整として、繰出金を増額するものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。8 ページをお開き願います。

9 款地方交付税、1 項地方交付税では、1 億 4,241 万 7,000 円の減額で、内容につきましては、普通交付税の基礎数値である国勢調査人口が、平成 27 年度調査人口に置き換えられ、平成 22 年度より 591 人減少したことなどにより減額となっています。

次に、17 款繰入金、1 項基金繰入金では、1 億 2,681 万円の増額で、内容につきましては、地方交付税の減額に伴い、基金からの繰入金に財源の振り替えを行うものでございます。

20 款町債、1 項町債では 419 万 7,000 円の減額となっております。

内容につきましては、臨時財政対策債の額が確定したことによる減額と、県の市町村振興資金貸付制度を活用し、各事業の財源を確保したことによる増額となっております。

以上、歳入歳出 1,980 万 4,000 円の減額補正となっております。

承認第 2 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「平成 28 年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算」についてご説明いたします。

第 1 条「歳入歳出予算の補正」につきましては、既定の歳入歳出予算から、それぞれ 1 万 1,000 円を減額し、歳入歳出予算総額を 818 万 9,000 円とするものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。8 ページをお開き願います。

3 款公債費、1 項公債費では、長期債償還利子不用額 1 万 1,000 円の減額となっております。

次に、歳入についてご説明いたします。6 ページをお開き願います。

3 款繰入金、1 項繰入金で、一般会計からの繰入金 168 万円の増額。

5 款諸収入、2 項雑入では、回収管理組合からの返戻金 169 万円の減額となっております。

以上、歳入歳出 1 万 1,000 円の減額補正となっております。

承認第 3 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「平成 29 年度河合町一般会計予算」についてご説明いたします。

今回の予算につきましては、第 1 回定例議会に上程させていただきました「議案第 6 号平成 29 年度河合町一般会計予算」におきまして、政策的経費として、認定こども園整備に



かかる経費及びその財源を除いて、予算額を変更したものでございます。

なお、予算の説明につきましては、変更箇所をご報告申し上げ、予算の説明とさせていただきます。

平成29年度河合町一般会計予算変更箇所という資料の1ページをお開き願います。

第1条「歳入歳出予算」につきましては、予算の総額を当初計上額74億2,000万円から12億6,490万円減額し、61億5,510万円とするものでございます

第2条「地方債」につきましては、3ページをお開き願います。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債については、当初計上分5事業、起債限度額16億4,290万円から、4事業、起債限度額4億4,090万円に減額するものでございます。

それでは歳出からご説明いたします。6ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費では、1目社会福祉総務費におきまして、認定こども園整備費で当初計上していた2名分の人件費を振り替えたことから、当初計上額3億8,084万6,000円に、1,667万円を増額し、3億9,751万6,000円とするものでございます。8ページをお願いいたします。

3款民生費、2項児童福祉費では、2目児童福祉施設費におきまして、当初計上額16億2,987万2,000円から、認定こども園整備費12億2,156万8,000円を全額減額し、3億4,830万4,000円とするものでございます。次に10ページをお願いいたします。

11款公債費、1項公債費では、2目利子におきまして、当初計上額1億2,587万1,000円から、端数調整として2,000円を減額し、1億2,586万9,000円とするものでございます。

次に、歳入についてご説明いたします。5ページをお開き願います。

17款繰入金、1項基金繰入金では、当初計上額8,010万円から、認定こども園整備事業の財源6,290万円を減額し、1,720万円とするものでございます。

20款町債、1項町債におきましては、当初計上額の合計で16億4,290万円から、先ほど歳出で説明申し上げた認定こども園整備事業の財源12億1,060万円を減額するとともに、財源調整を行い、合計を4億4,090万円とするものでございます。

以上で、平成29年度一般会計予算の説明とさせていただきます。

承認第4号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により、専決処分いたしましたので同条第3項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「河合町税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の改正は、「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律」が、平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことなどに伴う改正でございます。主な内容をご説明いたします。

まず 1 点目は町民税の改正でございます。

第 33 条、第 34 条の 9、附則第 16 条の 3 の改正につきましては、個人の町民税において、上場株式等の配当等の所得について、提出された申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、町長が課税方式を決定できるとするものでございます。

第 48 条、第 50 条の改正につきましては、法人の町民税にかかる延滞金の計算期間の見直しを行うものでございます。

2 点目は固定資産税の改正でございます。

「第 6 1 条の 2」の改正は、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業の認可を受けた者が事業の用に供する家屋及び償却資産について、「附則第 1 0 条の 2」の改正は、企業主導型保育事業に係る固定資産、一定の法人が設置した市民緑地の用に供する土地について、それぞれ固定資産税の減額の特例措置を規定するものでございます。

3 点目は軽自動車税の改正でございます。

附則第 16 条の改正は、軽自動車税のグリーン化特例について、適用期限を 2 年延長するものでございます。

以上が主な改正内容でございます。

承認第 5 号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分いたしましたので同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求めるものでございます。

それでは専決処分いたしました「河合町国民健康保険税条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

今回の改正は、「地方税法施行令の一部を改正する政令」が平成 29 年 3 月 31 日に公布されたことに伴う改正でございます。

改正いたします内容は、低所得者世帯に対する国民健康保険税の軽減判定基準の緩和が図られたことに伴い、5 割軽減及び 2 割軽減判定時における軽減判定基準額の引き上げを行い、保険税を求めることができることとするものでございます。

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

承認第6号 専決処分の承認を求めることについてでございます。

このことにつきましては、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものでございます。

それでは、専決処分いたしました「河合町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例」についてご説明をいたします。

改正いたします内容は、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律」が平成28年11月24日に公布され、扶養手当支給額及び支給対象が改定されたことに伴い、非常勤消防団員等に係る公務災害損害補償における扶養手当の支給額及び加算額の改定を行うものでございます。

なお、この条例は、平成29年4月1日から施行するものです。

以上、7案件の説明とさせていただきます。

よろしく、ご審議、ご決定賜わりますようお願い申し上げまして、説明を終わらせていただきます。

○議長（疋田俊文） 暫時休憩します。

お昼1時30分から再開いたします。

休憩 午前11時48分

再開 午後1時30分

---

#### ◎議案第24号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 再開いたします。

日程第4、議案第24号 河合町個人情報保護条例等の一部改正についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

質疑のある方発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今回の個人情報保護条例の一部改正についての中身なんですけども、事務についての部分の改正という事ですが、それぞれのネットワークシステムを用いて情報

の連携ができるようにという事ですが、その幅広く便利になっていくという事ですけどもそういう点で個人情報が漏えいされたりとか、いわゆるセキュリティーの面ではしっかり守られているのかどうかをお聞きしたいです。

○総務部次長（木村光弘） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 木村総務次長。

○総務部次長（木村光弘） 今のご質問の回答をさせていただきます。個人情報の漏えいに関してのセキュリティー関係でございますが、昨年度よりネットワークの強靱化という事で、どこも自治体も同じなんですけども、今までネットを通じた回線が1つの回線でネットや個人情報を扱うラインが1つの回線で行われておりましたが、「それらを全て分離をなささい」という事で、今後の運用につきましては、マイナンバーを使う個人情報関係はそれのみの回線、又は民間等のネットはそれのみのネットの回線と分離されるようになって強化されてますので、情報漏れ等は無いと考えております。

○議長（疋田俊文） 他に質問ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、議案第24号の採決を行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、議案第24号 河合町個人情報保護条例等の一部改正については原案どおり可決されました。

---

#### ◎承認第1号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第5、承認第1号 専決処分承認を求めることについて（平成28年度河合町一般会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（足田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 28年度の補正があがってまして、毎年この時期決算に向けての補正だと思っておりますけど、まず質問します。9ページで地方交付税が1億なんぼ減っていると、これは原因が人口減と、5年に1回の人口減で28年度からも減ってるという事ですけども、これは交付税の交付の仕方についてはある程度行事前に政側も把握してると思っておりますけど、1億4,000万人人口減によって、5年前の人口が何人減ってこうなるかとかについては、全く行政側としては予算を立てる上で分からないのかが1つ。5年に1回の人口減でそうなると各市町村が予算を立てる時に収入が減ってくると考えた時に、予算を立てにくい事になってくるわけですけど、その辺について行政がどのように考えてるのがまず1点。

それから、補正であがってる基金の繰入金1億2,600万円ありますが、これの中身、仕組みについて説明お願いしたいと思います。

それから、認定こども園の事業費180万円があがってますけどこの詳細を報告お願いしたいです。

それから11ページの臨時財政対策債が減額になってますけどもなぜ減額になったのか、財政調整だと思いますけども、どのような方法で財政調整対策債が減るのかの説明をお願いしたい。

それから、歳出で12、13ページにあげてる民生費とか衛生費で財源の調整とありますが、この財源調整は当初の予算の時にどこに財源を置くのかの考え方があるんですね、これが結果的に財源を調整しないといけなくなったという経緯ですね、一般勘定から地方債へいくと、地方債の起債は根拠があって限度額を発行すると思っておりますけど、今回、全部一般財源を地方債に計上してるという事ですけども、そうするとこれは起債を発行する時に最終にならないと起債額が決まらないのかどうかその仕組みについてもお願いしたいです。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（足田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） まず1つ目、普通交付税減少の要因、人口減によってだけかという事ですけども、普通交付税につきましては人口減少によりまして、前回平成22年度、人口としましては1万8,531人。それが平成27年度で1万7,940人。差引マイナス591人減少

しております。人口減少による影響としましては、6,000万円となっております。交付税におきましては今回、人口減少と基準財政需要額におきまして事業補正及び公債費におきまして算定計数の変更がございました。それによって減少している。もう一つは基準財政収入額におきまして過去の決算状況から地方財政計画、又前年度当初予算を基に算出しておりますけれども、その内配当交付金、消費税交付金等過小推計になった事による全体的な1億3,700万円の減少となっております。

予算の立て方としましては、例えば人口におきましては国勢調査の人口となりますので10月1日現在で調査するものでございます。平成27年度の国勢調査が10月1日始まりまして、その数値が出るのかしばらくかかるという事で、28年度の当初予算に乘せるのが困難となっております。その為、河合町では前年度の人口を用いて算定しております。

繰入金の内訳ですが、これにつきましては各基金の方から繰入を行うような形をとっております。減債基金におきましては公債費に充当という形でさせていただいてます。又、基金につきましては、その基金の目的という部分でそれぞれ分かれてますのでそれに対するの充当につきましてもその目的にあった形の充当を行っております。

そして臨時財政対策債の減少理由ですけれども、普通交付税の試算という事で地方財政計画や前年度当初予算、又その他関係資料を基に算出しております。交付税全般にわたる部分ですけれども自治体による、財政状況、地域の状況に応じて交付税、ある程度国からの伸びがくるんですけども状況に応じてかなり増減が出てくる事がございます。

そして次に歳出で民生費等の財源調整ですが今回、普通交付税の方でかなり減少が起こったという事で財源の確保として民生費、教育費までの部分ですけれども財源の確保として地方債を充当させていただいてるというところがございます。

そして続きまして認定こども園の起債180万円の内容ですが、認定こども園につきましては、地方債を充当しておりますけれども、当初事業の中の基本設計におきまして起債が対象にならないとなってましたが、県との協議の結果、その部分が新たに交付税の付く起債の対象と認められましたのでそれに伴う増額となっております。

以上です。

○議長（疋田俊文） 他にありませんか。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 今の民生費250万円ですけれども、これは豆山のお風呂の修理ですか。こ

れは閉鎖する方向でしたら、もっと安くする方法は無かったんですか、お伺いします。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 豆山の部分につきましては、緊急での修理が出てきた事でその部分を止める事ができなかったのが今回、実施したものでございます。

○7番（森尾和正） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 森尾議員。

○7番（森尾和正） 緊急といえども、将来閉鎖する方向なのにもう少し安くする方法は無かったんですか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 総合福祉会館の整備事業という事でございますが、これにつきましては、先ほど財政課長が申しあげましたようにどうしてもその部分を修理しないと28年度の運営自体もできなかったという事で緊急修理をさせていただいたものでございます。そういうところから、修理した段階では一般財源で考えておりましたが今回、最終的に県の市町村振興資金貸付金が充当できる事になりましたので、歳入として民生債として250万円計上させていただきます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 先程の答弁の中で一般財源で予算をあげる、その中でできるかぎり一般財源を使わずに起債で行うという考えですね。という事は当初の事業費を計画する時に一般財源をあげるというのは、どういう視点ですか。例えば、起債がもう無理だとかの前提で予算を一般財源の中から使うという考え方でやってるのか。決算が例えば3月終わった時にその交渉をするという事になりますと、本来3月以前にそういう事をやっておかないといけなわけですね、4月以降そういう事ができるのかどうかですね。ここについて財源調整という意味が我々一般住民にとっては良く分からないわけですね。極力一般財源を起債でまかなえるのであれば当然、当初からやっていただく事になるんですね。そういう事が1つあるんですけど、その点について一般論で言うと、一般財源を起債でできるという事になると、それが変化して例えば交渉した結果そうなったのかどうか、その辺をさらに説明お願いしたいです。

それから、例えば歳出する時にここで言う14ページ、15ページで住宅新築特別会計繰り出してのわけですよ、繰り出しているという事は特別会計が赤字になっているという不測の事態が発生したという事ですよ。そういう理解でいいのかどうか。もし、そういう理解であればこれから特別勘定に一般会計から繰り出さんとだめだいう事が出てくるわけですよ。その辺の考え方で歯止めがあるのか無いのかですね。特別会計が赤字になったから一般会計出しますよ。というのがこれからも起こると理解していいのか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 地方債の質問ですが、地方債には充当して良い範囲があります。当初の段階ではそれが見えない。ある程度事業を執行して内容や金額が固まれば、その時点で元々は見込めなかった分でも、いくらか地方債を増額できる可能性があります。という事で、今回は県の市町村貸付制度を活用したところですよ。もう1点、繰り出し金についてですが、総務省から繰り出し基準というのが設けられています。通常でしたら、色々な一般会計が負担すべき部分として定められています。今回の住宅新築資金貸付事業の繰り出し金につきましては基本的には繰り出し基準には当てはまりません。今回は急遽特別会計におきまして、回収組合からの返戻金が大きく減りましたのでそれを補填する為に一般会計から予算上補填させていただいたという事です。必ずしも今後絶対に赤字補填を含めて繰り出し金をしていく考えではございません。

○議長（疋田俊文） 他に質問ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第1号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 同数であります。

議長において承認第1号 専決処分承認を求めることについて（平成28年度河合町一般会計補正予算）は不承認とすることに決定しました。



---

◎承認第2号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第6、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 先程の一般会計のところでの補正にも出てきましたが、回収管理組会からの返戻金という事で思ってたよりも収入がなかったという事ですが、こういった事は今までは無かったと思いますが、なぜこのような事が起こったのか説明をお願いします。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○住民生活課長（上村英伸） 毎年組合の方から予算計上の為、資料提供をしていただいております。それを基に計上していますが、平成28年度におきましては繰上償還等一括返済等もございませんでしたので、予算よりも返戻金が少なかったということです。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 今の説明に質問します。予算に対してマイナスになってるわけですよね。実際にはお金の動きはどうかですね。組合から入ってきたお金を返金しないといけないのかどうか。計上している予算に対して、入ってくる予定が少なかった。予算上の見方、積算の問題でこういう事が起こってるかどうかですね。今おっしゃってるように、当初予算組む時の根拠がきちんと精査されていたか、やむを得ない事情があったのかについてどのようにチェックしてるのかその説明をお願いしたいです。

○住民生活課長（上村英伸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村課長。

○住民生活課長（上村英伸） 毎年予算計上するにあたり、収納率をかけて計上しておりますが、前年、前々年の収納率に対して計上しております。前年、前々年の収納がよければ率も

良くなりますので、28年度におきましては返戻金が少なかったです。年々、優良債権等の減少、困難な債権の増額がございますので、返戻金が減っています。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 特別勘定についてですが、過去にどれだけの未収金があるのか一覧表にしてくださいという事で、特別勘定の予算にも入れてるんですけども、そうすると年々、回収できない確立が高くなってくると、そうなってくると、予算をたてる時に、毎年回収率をどのように解釈して予算化するのか、来年度の予算についても不明確なんですよね。滞納額がいくらかというのは3つあるんですよね、土地や住宅とか。それぞれの件数とかはデータの把握してると思うんです。しかし、住民については全くそういう情報が、過去にお願いした事があったと思いますが。滞納率とか宅地とか住宅によって違ってきてると思うんです。そのデータをきちんと作ってほしいです。それを開示して頂きたいと思ってます。収納率も前年度の収納率で見て行くのはどうかとか、基準をもう少し精査してほしいです。

○住民生活部長（堀内伸浩） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 堀内部長。

○住民生活部長（堀内伸浩） 先程説明させていただいたとおり、収納率の考え方、予算の考え方について、今までは返戻金が繰上償還であったり、一括返済によって想定する返戻金よりも多い額で今まで受けてたというのが事実であります。今、ご指摘のとおり収納率の考え方と予算の計上の仕方の考え方の今後については、優良な債権が減少する中では算定方法を見直す必要があると考えております。開示できるデータについては、整理したうえで決算等の次期に開示していきたいと考えています。

○議長（疋田俊文） 他に質問ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第2号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 多数であります。

よって、承認第2号 専決処分の承認を求めることについて（平成28年度河合町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算）は承認とすることに決定しました。

---

### ◎承認第3号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第7、承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町一般会計予算）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今回の一般会計のところにおいて専決されたという事で、その専決されたことについて意見等を言いながら、その中に質問事項がありますのでお答え願いたいと思います。

この専決処分については、ご存知だと思いますが、改めて申し上げます。法第179条において4つの場合に許されるとしています。1番目に議会が成立しないとき。2番目に議員定数に達せず議会が開く事が出来ないとき。3番目は町村町が特に緊急を要し議会招集の時間的余裕が無い事が明らかなきとき。4番目は議会が決議しない時。他に議会の委任による場合とあります。一般会計案が議会の最終日の3月24日日本会議において否決されてるわけですが、本来ならば年内に修正してでも提案される努力が必要だったかと思います。予算審査特別委員会が3月13日14日の2日間に及んでありましたが、一般会計においては13日に否決されるという事が起こってますので、本会議でも否決されるという事が十分有り得る予想がされるわけです。そういう意味でもあらゆるパターンを想定しての対応、準備をして年度内の対応を可能をしていただきたいという事ですけども、24日以降土日を挟みますので4、5日間では日程的にも無理だったかもしれません。しかし、13日時点での対応で否決される又はそれ以外の形になる、色々なパターンを考えてどういう形で年度内に議会での承認を得る為の努力をしたのか疑問です。

2番目については、広報かわい5月号で一般会計の専決された部分ですけども、「平成

29年度の一般会計予算は61億5,510万円を骨格予算として編成しました」とされています。この骨格予算について、義務的経費や継続事業等の経費と記されています。しかし今回の臨時議会の承認案として出されているのは、反対が多かった認定こども園に伴う予算を全て減額したものとなっています。13日の審査委員会で29年度の予算そのものが否決されていますので、認定こども園だけが否決された中身ではなかったと思います。また、継続事業とありますけども、29年度の予算の中には新規事業に関連した予算も含まれています。住民と直接関係がある住民サービスの低下につながる、新たな行政サービスの見直しについてもたくさん盛り込まれてる中身となっています。予算審査特別委員会では、平成29年度の一般予算そのものが否決されていますので、今回の承認案の中では、認定こども園を抜いた部分それ以外の部分も含めて承認を求める事になっています。これでは、私も予算審査特別委員会へ入っていましたが、色々意見を述べて、住民サービスの点についても意見等述べさせていただきましたけども、無視されてるとは言いませんけども、軽く見られているのではないかと思います。このように、まとめて専決処分とされますと今後、通らなかった場合でも専決処分で承認されていくと、引き続き予算も承認されたかたちで進んでいく懸念もあります。その点についてもお答え下さい。

3番目ですが、認定こども園関係の費用として民生児童福祉施設費から12億8,156万8,000円が全額減額されています。又、一般財源から7,096万8,000円が減額されています。住民サービスの低下につながる予算もそのまま計上されていますけども、今年度全てを実行しなくても良いように思いますがこの点はどうでしょうか。

4番目の地方債についてです。先ほどの一般会計の予算にも出てきましたけども、認定こども園の整備事業債12億1,060万円の全額減額されていますけども、その他に860万円の増額修正されていますけどもこれの説明をお願いしたいです。

○財政課長（上村卓也） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 上村財政課長。

○財政課長（上村卓也） 専決処分についてでございます。当初予算が成立しない場合ですとね住民生活に多大な影響が予想される事から、あつてはならないと考えております。その為、予算特別委員会が否決になった後に最終日の本会議で原案可決に向け議長はじめ各議員さんとの調整を重ねてきましたが、3月24日の本会議で否決となってしまいました。その後も3月末までの臨時議会の開催に向け議会と調整を図りましたが3月末までに7日間しかなかったという事で調整が困難な状況となりましたので、やむを得ず専決処分をさせていただ

たところでございます。

骨格予算につきましては、法令の規定はございません。しかし、一般的に義務的経費や継続事業等の経費を中心として編成したものになっております。議会からは当初、否決理由は示されませんでした。審議の中で議論が上がった主なものとしまして、認定こども園の整備、健全化計画見直しに伴うイベント等の削減であったと認識しております。健全化計画の見直しに伴うイベントの削減につきましては、元々予算に計上しておりません。その為今回専決処分させていただきました当初予算におきましては、認定こども園の整備を削減させていただいて作成させていただきました。又、地方債につきましては、清掃工場の能力確保の為の財源、道路等の整備計画の基づく財源、さらには臨時財政対策債という事で国の制度により地方交付税の一部が振替られているもの。そのようなものですので、義務的経費や継続事業の財源となっているものでございます。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 専決について色々ご意見あると思いますけど、13日の予算審査委員会の後、本会議までの間に努力された、又本会議の後の年度内にできないかと努力された。今述べられましたけども、それは一部の議員と申し上げると語弊があるかもしれませんが、重要な中身については、全員協議会等で「こういった訳で年内には難しい」とか「こういった事をしましたけども不可能であった」とかそういう説明があっても良かったのではないかと思います。特に私も審査委員会に入ってた手前、気をもんでたわけですけども、そういう意味では対応が、若干不誠実ではないかと思っております。

それと、地方債のところですが、色々清掃工場、土地改良、道路整備が地方債のところが増えてますが、色々な改善をするという事で事業がされていく為の費用と解釈して良かったんでしょうか。29年度の予算については、330万円増額する中身が現れていないですが、この金額なのか、なぜこの3項目だけだったのか説明をお願いします。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） まず1点目、委員会後に議員さんに説明なかったのかという質問ですけども、それにつきましては、先程課長が申しあげましたように最終日に原案の可決が最重要課題としながら色々な調整を重ねてきた事をご理いただきたいと思っております。

地方債につきましては、先ほど一般会計の28年度の補正予算で申しあげましたとおり、

地方債の額は起債の対象になるかどうかで大きく変わってきます。そういうところから今回も財源を確保という事からこの、3事業につきまして起債の額を増額させていただいたところでございます。これにつきましては、29年度の執行の段階で色々な調整を加えながら、県とも交渉しながら対応していきたいと考えております。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 今回、時間的な問題等色々あって4月からの執行に支障の無いようにと言う事で専決処分されたと思うんですけど、そこで認定こども園を削除した額だと報道等されたりしてるんですけど、その中に2名の給料が入ってるわけですね。その給与を10名のところを12名にしてるという事で、予算上は給与の資金源としてあると思うんですけどね。ところが実際に否決をされた条件が認定こども園が入ってないという考え方で受け取ってると思うんですけど、この2名の方の支出に対しての収入はどこから出してくるのかですね。もちろん4月以降の任務について、予算との関係で言うと2名の給与はどこから払うという話ですよ。認定こども園の業務として払ってくるのは根拠は無くなっているわけですから、その辺の考え方がどうか。それと起債860万円増えてるんですね。先ほどの説明では起債は当初事業計画を立てて、その事業計画の中で起債の認可をもらうという事ですけども、一般会計の補正の中で、後でも交渉すれば起債額が増えるとかおっしゃってましたが、専決の中でこれを上げてくるのが違和感を感じるんですね。事業はこれからの話ですよ。当初から変更するということについて、予算の立て方そのものに違和感を感じるんですね。その辺が、「そうでは無いんだ」という事でしたら、当初から一般会計予算としてこの額を上げるべきであったのでわらないか。2月頃に予算を計上する時の事情と今回の3月末までの間に状況の変化があったのかどうか。細かい話ですけど、起債について我々には理解し難いところが、今まで以上にあったわけです。後で一般財源から振り返るとか、再度交渉したら起債額が増やすことができるのかですね。そうすると、本来の事業計画の中で財源はどこからもってくるのか予算の中で明確になってないのではないかと理解するわけですね。当初予算とか事業が拡大したから増やすとかは分かるんです。事業の変更は無いのに起債の額が増える。何故増えるかと言うと、県と交渉したら増えるとか、条件が変わったからとかね、予算の立て方そのものに対して、分かりにく事について日々実務をしてる行政側が、色々県とか国の駆け引きがあるかもわかりませんが、一般財源から起債するという。結局、一般財源も起債も基本的には同じですよ。ただ、お金の出所が自分が出すのか起債で賄うのかの違いですけど、

その辺をもう少し明確に分かりやすくしてほしいです。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 認定こども園の人件費でございます。このことにつきましては、認定こども園の整備にかかる経費という事で予算額を全額削除させていただきました。その中で2名分の人件費が1,600万円程度ございました。これにつきましては、社会福祉総務費へ振替させていただいたところでございます。作業自体は継続しながら対応しておりますので、職員の人件費ですのでどこで組んでも必要な事ですので、社会福祉総務費という民生費の中で計上させていただいたところでございます。

次に起債の話ですが、地方債につきましては当初の段階で起債の充当率がございます。例えば85であるとかございます。今回の起債におきましても通常の充当率の範囲内で計上させていただいたところでございます。ただ今回、人件費2名分、これが一般財源として必要となりましたことから、どこで財源を確保しようとなった時に先ほど申しあげました県の貸付制度等を活用して起債を多めに借り、そこで一般財源の圧縮を図ってその分浮いた財源を人件費にまわすという作業をしたところでございます。

○9番（西村 潔） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 西村議員。

○9番（西村 潔） 非常に基本的な事なんですけど、例えば予算を組むと補正予算を組みますよね、人が変われば、移動があれば補正組みますよね。今回の予算の中で認定こども園の2人が福祉の方へ行かれたわけですから、論理的に言うと今やってる業務を変更しないといけなくなりますよね、認定こども園でやってる業務を辞めて福祉の業務をやることになるわけではないですか。例えば移動があつて福祉課から財政課へ行くとすると補正を組むんですよ、それと同じ考え方をするのが普通でないですか。今、認定こども園は予算が入ってない、認めてないわけですね。認めてない人が現実に認定こども園の業務をしてるのはおかしいと思いませんか。人件費だけは福祉の方から払って、業務は認定こども園をしてるのは理屈上あつてないですよ。業務を一切ストップしないといけませんよ。新たにどうするかは行政側が検討して承認をもらえばそこからスタートするのが理屈条の話ではないですか。

○総務部長（福井敏夫） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 福井部長。

○総務部長（福井敏夫） 今回、認定こども園整備費という中に2名の人件費を計上させてい

いただきました。ただ、28年度、27年度におきましては元々社会福祉総務費の中で2名分の人件費を計上していたところでございます。そういうところから、元々計上させていただいた目に戻させていただいたところでございます。認定こども園につきましては色々な方法も含めて調整も重ねながら現在進めているところでございますので、建築の予算自体を否定されておるところでございますけども、町内部としては、その仕事を一気に辞めてしまうものではなく、色々な方法をもって調整を進めて検討を進めて参りたいと思います。

○議長（疋田俊文） 他に質問ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第3号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 同数であります。

議長において承認第3号 専決処分の承認を求めることについて（平成29年度河合町一般会計予算）は不承認とすることに決定しました。

---

#### ◎承認第4号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第8、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○4番（馬場千恵子） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 馬場議員。

○4番（馬場千恵子） 今回の条例の一部を改正する中身が色々な項目に分かれてますが、その中の1つをお聞きしたいと思います。第61条の2の固定資産税の家庭内保育事業また居



宅訪問型保育事業、事業内の保育事業等が上げられてますが、この固定資産税が2分の1になるという事ですけども、以前改正されて出てきましたけども、その前にもこの事業に関しては河合町では該当するところが無いとお聞きしましたが、それ以降に事業所に変化があったのか、又河合町においてこのような事業を今後推進するような事があるのかお聞きしたいです。

○福祉部次長（辰己 環） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 辰己次長。

○福祉部次長（辰己 環） 税制改正の部分とは少し離れるとは思いますが、地域型保育所に關しましては、現在河合町にはございません。もしこういう保育をしたいという業者等がございましたら、受けていくと言う事になりますけども、現在はないという事でございます。

○議長（疋田俊文） 他に質問ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第4号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第4号 専決処分の承認を求めることについて（河合町税条例の一部改正）は承認とすることに決定しました。

---

#### ◎承認第5号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第9、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○2番（大西孝幸） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 大西議員。

○2番（大西孝幸） 今回の改正は、提案理由の説明にもありました軽減対象者の拡大を見据えた改正だと思いますが、この改正によつての軽減の対象者の人数を把握してるのかと対象金額、それによる一般会計からの影響はどのように考えてるのかお聞きします。

○住民福祉課長（中野雅史） はい、議長。

○議長（疋田俊文） 中野課長。

○住民福祉課長（中野雅史） ただいまご質問がありました、軽減の対象人数等についてお答えさせていただきます。今回の軽減判定の基準額見直しにおきましては、新たに対象となる世帯及び金額ですが、平成28年度の賦課資料に基づきまして計算しましたところ、5割軽減の対象世帯につきましては7世帯。2割軽減の対象世帯につきましては8世帯が新たに対象となります。軽減の減額となる金額につきましては、合わせまして50万7,200円程度増額になる見込みです。又、この軽減に対する一般財源の影響という事ですけども軽減に対する金額の4分の1につきましては、一般財源からの繰り入れの対象となりますので12万6,800円程度となります。

○議長（疋田俊文） 他に質問ありませんか。

（「ありません」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第5号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方举手願います。

（賛成者举手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よつて、承認第5号 専決処分の承認を求めることについて（河合町国民健康保険税条例の一部改正）は承認とすることに決定しました。

◎承認第6号の質疑、討論、採決

○議長（疋田俊文） 日程第10、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑のある方、発言願います。

○議長（疋田俊文） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

討論を省略して採決を行いたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

これより、承認第6号の採決を行います。

本案を原案のとおり承認することに賛成の方挙手願います。

（賛成者挙手）

○議長（疋田俊文） 全員であります。

よって、承認第6号 専決処分の承認を求めることについて（河合町消防団員等公務災害補償条例の一部改正）は承認とすることに決定しました。

---

◎閉会の宣告

○議長（疋田俊文） 以上で、今期臨時会に付議されました案件は、全て議了しました。

これをもって、会議規則第6条の規定により、本日をもって閉会したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（疋田俊文） ご異議なしと認めます。

よって、平成29年第1回臨時会は、閉会することに決定しました。

閉会 午後 2時27分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 疋 田 俊 文

署 名 議 員 大 西 孝 幸

署 名 議 員 清 原 和 人